

第六五回

参第一三号

海洋資源開発公団法（案）

目次

- 第一章 総則（第一条 - 第七条）
- 第二章 役員及び職員（第八条 - 第十八条）
- 第三章 業務（第十九条・第二十条）
- 第四章 財務及び会計（第二十一条 - 第三十二条）
- 第五章 監督（第三十三条・第三十四条）
- 第六章 雑則（第三十五条 - 第四十一条）
- 第七章 罰則（第四十二条 - 第四十四条）

附則

第一章 総則

（設立の目的）

第一条 海洋資源開発公団は、海洋資源開発振興法（昭和四十六年法律第 号）に基づき、海洋資源の開発に必要な資金の貸付け、海洋資源の開発に必要な資金に係る債務の保証等を行ない、海洋資源の開発に寄与することを目的として設立されるものとする。

（法人格）

第二条 海洋資源開発公団（以下「公団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、内閣総理大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条 公団の資本金は、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公団に追加して出資することができる。

3 公団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（登記）

第五条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第六条 公団でない者は、海洋資源開発公団という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第

五十条（法人の住所）の規定は、公団について準用する。

第二章 役員及び職員

（役員）

第八条 公団に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第九条 総裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、公団を代表し、総裁の定めるところにより、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、公団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は主務大臣（内閣総理大臣にあつては、第三十七条の規定により委任された場合には、経済企画庁長官）に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第十条 総裁は、海洋資源開発委員会（以下「委員会」という。）の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 副総裁及び理事は、内閣総理大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

3 監事は、委員会の意見をきいて、内閣総理大臣が任命する。

（役員の任期）

第十一条 総裁、副総裁及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者で公団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（役員の解任）

第十三条 内閣総理大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当

するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときその他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。この場合において、総裁の解任については、委員会の同意を得るものとし、副総裁及び理事の解任については、内閣総理大臣の認可を受けるものとし、監事の解任については、委員会の意見をきくものとする。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(役員 の 兼 職 禁 止)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代 表 権 の 制 限)

第十五条 公団と総裁又は副総裁との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代 理 人 の 選 任)

第十六条 総裁及び副総裁は、理事又は公団の職員のうちから、公団の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職 員 の 任 命)

第十七条 公団の職員は、総裁が任命する。

(役 員 及 び 職 員 の 公 務 員 的 性 質)

第十八条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業 務 の 範 囲)

第十九条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 海洋資源の開発に必要な資金の貸付けを行なうこと。

二 海洋資源の開発に必要な資金に係る債務の保証を行なうこと。

三 海洋資源の開発に必要な機器の貸付けを行なうこと。

四 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

五 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。

2 公団は、前項第五号に掲げる業務を行なおうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(業 務 方 法 書)

第二十条 公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理府令で定める。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十一条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十二条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十三条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十四条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後二月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 公団は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十五条 公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

- 2 公団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び海洋資源開発債券)

第二十六条 公団は、内閣総理大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は海洋資源開発債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
- 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
- 4 第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 6 公団は、内閣総理大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀

行又は信託会社に委託することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第二十七条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条（保証契約の禁止）の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条（外貨債務の保証）の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第二十八条 公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（余裕金の運用）

第二十九条 公団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の保有
- 二 銀行への預金又は郵便貯金
- 三 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託

（財産の処分等の制限）

第三十条 公団は、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給基準）

第三十一条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給基準を定めようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（総理府令への委任）

第三十二条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第五章 監督

（監督）

第三十三条 公団は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による主務大臣の監督について、必要な調整をすることができる。

(報告及び検査)

第三十四条 主務大臣は、必要があると認めるときは、公団に対し、その業務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に公団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十五条 公団の解散については、別に法律で定める。

(主務大臣)

第三十六条 この法律において主務大臣は、内閣総理大臣、農林大臣、通商産業大臣及び海洋資源の開発に係る事項を所管する大臣で政令で定めるものとする。

(経済企画庁長官への委任)

第三十七条 この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、経済企画庁長官に委任することができる。ただし、第十条、第十三条、第三十三条、第三十九条及び附則第二条に規定する権限については、この限りでない。

(協議)

第三十八条 内閣総理大臣(前条の規定により委任された場合には、経済企画庁長官)は、次の場合には、あらかじめ、主務大臣に協議しなければならない。

一 第三条第二項、第十九条第二項、第二十条第一項、第二十二条及び第三十条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十四条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十条第二項及び第三十二条の規定により総理府令を定めようとするとき。

第三十九条 主務大臣は、第三十三条第二項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

第四十条 内閣総理大臣(第三十七条の規定により委任された場合には、経済企画庁長官)は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十二条、第二十六条第一項、第二項ただし書及び第六項、第二十八条並びに第三十条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十四条第一項及び第三十一条の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十九条第一号の規定による指定をしようとするとき。

四 第三十条及び第三十二条の規定により総理府令を定めようとするとき。

(他の法令の準用)

第四十一条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

(罰則)

第四十二条 第三十四条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

第四十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により内閣総理大臣(第三十七条の規定により委任された場合には、経済企画庁長官)の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十九条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十三条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第四十四条 第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する

(公団の設立)

第二条 内閣総理大臣は、第十条第一項又は第三項の例により、公団の総裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された総裁又は監事となるべき者は、公団の成立の時ににおいて、この法律の規定によりそれぞれ総裁又は監事に任命されたものとする。

3 内閣総理大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

4 設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

5 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を第一項の規定により指名された総裁となるべき者に引き継がなければならない。

6 第一項の規定により指名された総裁となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

7 公団は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第三条 この法律の施行の際現に海洋資源開発公団という名称を使用している者は、この法律施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第六条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には適用しない。

第四条 公団の最初の事業年度は、第二十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十七年三月三十一日に終わるものとする。

第五条 公団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十二条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。

(所得税法の一部改正)

第六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中外貿埠頭公団の項の次に次のように加える。

海洋資源開発公団	海洋資源開発公団法(昭和四十六年法律第 号)
----------	------------------------

(法人税法の一部改正)

第七条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中外貿埠頭公団の項の次に次のように加える。

海洋資源開発公団	海洋資源開発公団法(昭和四十六年法律第 号)
----------	------------------------

(印紙税法の一部改正)

第八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表中外貿埠頭公団の項の次に次のように加える。

海洋資源開発公団	海洋資源開発公団法(昭和四十六年法律第 号)
----------	------------------------

(登録免許税法の一部改正)

第九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表中海外技術協力事業団の項の次に次のように加える。

海洋資源開発公団	海洋資源開発公団法(昭和四十六年法律第 号)
----------	------------------------

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「水資源開発公団」の下に「、海洋資源開発公団」を加える。

(公職選挙法の一部改正)

第十一条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第一百三十六条の二第一項第二号中「水資源開発公団」の下に「、海洋資源開発公団」を加える。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十二条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「水資源開発公団」の下に「、海洋資源開発公団」を加える。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第十三条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「水資源開発公団」の下に「、海洋資源開発公団」を加える。

(農林省設置法の一部改正)

第十四条 農林省設置法(昭和二十四年法律第一百五十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 海洋資源開発公団の指導監督を行なうこと。

(経済企画庁設置法の一部改正)

第十五条 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十号中ツをネとし、ソの次に次のように加える。

ツ 海洋資源開発公団法(昭和四十六年法律第 号)

第九条に次の一号を加える。

十八 海洋資源開発公団に関すること。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 海洋資源開発公団に関すること。

理 由

海洋資源開発振興法に基づき、海洋資源の開発に必要な資金の貸付け、海洋資源の開発に必要な資金に係る債務の保証等を行ない、海洋資源の開発に寄与するため、海洋資源開発公団を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、初年度約三十億一千万円の見込みである。